



# 神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議 代表者会議について

令和6（2024）年12月25日  
福祉子どもみらい局共生推進本部室





# 支援調整会議 代表者会議について

参照：資料 1

**会議名称** 神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議 代表者会議

## 目的

- 県の女性支援、DV被害者支援施策（以下、「女性等支援」という。）について、
- ・ 各制度を所管する機関の役割分担、施策の方向性等について協議し、
  - ・ 県全域の関係機関等で女性等支援に係る認識を一にし、
  - ・ 充実した支援体制の構築を目指す

## 設置根拠

### 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 第15条（支援調整会議）

地方公共団体は、単独で又は共同して、  
**困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、**  
 関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の**関係者により構成される会議を組織するよう努めるものとする。**

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 第5条の2（協議会）

都道府県は、単独で又は共同して、  
**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、**  
 関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の**関係者により構成される協議会を組織するよう努めなければならない。**



## 支援調整会議 代表者会議について

参照：資料1

所掌

- (1) 困難な問題を抱える女性及びDV被害者に対する総合的な支援策についての協議に関すること  
⇒ex. 困難な問題を抱える支援に関する県内の仕組み全体の確認と改善等
- (2) 女性が抱える困難な問題及びDVの未然防止についての協議に関すること  
⇒ex. 各機関が実施する未然防止の策の共有、啓発・広報の横展開の可能性、支援団体との協力の検討等
- (3) その他、困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援に関し必要と認められること  
⇒ex. 構成員それぞれの役割、支援施策の確認と、支援に係る認識の共有等

開催頻度 年1～2回程度開催予定



# 支援調整会議 代表者会議について

参照：資料 1

## 会議構成

県の既存会議体「神奈川県DV対策推進会議」を改組し、「3層構造」で構成する1つの会議体を組織する。  
「神奈川県DV対策推進会議」は廃止する。

共生推進本部室が運営  
<県全域・政令市、中核市含む>

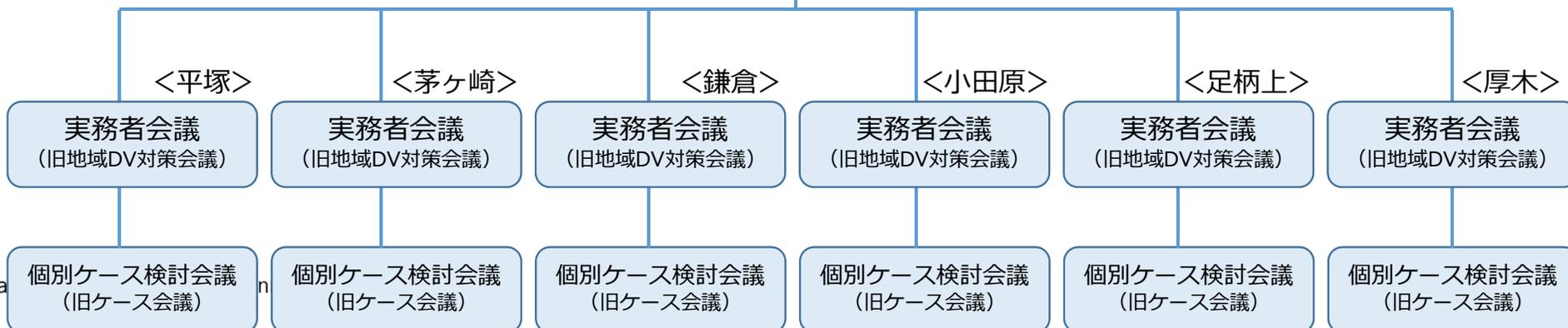
**代表者会議**  
(旧神奈川県DV対策推進会議)

※市域については、各市において支援調整会議の設置を検討

民間団体連携部会  
(案)

行政部会 (案)  
(旧DV所管課長会議)

各保福事務所が運営  
<県域 (県が女性相談支援員を配置している町村部) >





## 会議の運営について

参照：資料1  
資料2  
資料4

### 会議の 公開可否

議事は原則公開。

ただし、次の場合は、非公開とすることができる。

- (1) 神奈川県情報公開条例第5条各号(個人情報や、支援に係る秘匿情報)に該当する事項を議論するとき
- (2) 会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるとき

### 守秘義務

- ・ 支援調整会議の構成員には、守秘義務が課される。
- ・ 違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の罰則規定有り。  
(女性支援法第23条及びDV防止法第30条)
- ・ 会議における秘密保持義務と情報管理方法を書面化し、会議構成機関相互で認識を共有。



## 会議の運営について

### 部会の設置

	行政部会（案） （旧DV所管課長会議）	民間団体連携部会（案）
構成員 （案）	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村の女性支援所管課長及びDV所管課長</li><li>・女性相談支援員が配置されている県保健福祉事務所の生活福祉課長、保健福祉課長</li></ul>	県の女性等支援施策を委託している民間団体 ※部会の取りまとめ役として、実務に精通されている代表者会議委員を部会長とする
目的	県及び市町村相互の緊密な連携を図り、県内における困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援の課題、施策の進展に資することを目的とする。	民間団体単独では解決が難しい共通課題の解決と、県の女性支援体制のさらなる向上を目指すことを目的とする。
所掌 （役割）	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 県内の各自治体における取組の情報共有</li><li>(2) 県内における行政施策の課題点の共有</li><li>(3) 県における女性等支援の現状の共有</li><li>(4) 行政施策における実務的な利用方法等の確認 など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 民間支援団体同士の情報共有や意見交換</li><li>(2) 県との意見交換 (県や国、関係機関の支援策の共有等)</li><li>(3) 団体単独での解決が難しい共通課題への対応</li><li>(4) 女性支援事業の抱える制度的な困難についての情報発信、国への施策提言 等</li></ul>